

前橋市果樹産地構造改革計画



対象品目：ナシ、リンゴ、ウメ、モモ

令和2年10月

群馬県前橋市

前橋市果樹産地協議会

目 次

- 1 目標年次
- 2 産地の合意体制
 - (1) 構成
 - (2) 産地の範囲
 - (3) 対象農家
- 3 目指すべき産地の姿
 - (1) 目指すべき産地の理念
 - (2) 人材・園地戦略に関する事項
 - ア 担い手の考え方
 - イ 担い手数の目標
 - ウ 担い手の育成・確保に向けた取組
 - エ 担い手への園地集積・集約化、円滑な経営継承に迎えた取組
 - オ 雇用労働力の確保に向けた取組
 - (3) 流通・販売戦略に関する事項
 - ア 消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組
 - イ 多様な販売ルートの確保や新たな市場の開拓に向けた取組
 - ウ 流通の合理化に向けた取組
 - (4) 生産戦略に関する事項
 - ア 生産を振興する品目・品種
 - イ 品目・品種別の生産目標、計画
 - ウ 労働生産性の向上に向けた取組
 - エ 生産資材の安定確保に向けた取組
 - オ 今後導入すべき新技術
 - カ 加工・業務用果実の安定生産に向けた取組
 - (5) 輸出戦略に関する事項
 - ア 輸出に関する基本的な考え方
 - イ 輸出促進に向けた取組
 - (6) 自然災害等のリスクへの対応に関する事項
 - ア 産地に置いて特に対応すべきリスクとその対応方針
 - イ 農業保険法に基づく収入保険や果樹共済といったセーフティネットへの加入促進に関する方針

はじめに

前橋市では、ナシなどの果樹は、直売を中心とした産地を形成し、赤城山麓でリンゴなどの観光販売を行っている。特にナシは大島地区で江戸時代後期から栽培され、群馬県でも古い産地の一つである。

近年では、果樹園周辺における住宅の混住化が進み、農薬散布の制約が厳しくなっている。そこで性フェロモン剤、生物農薬等を利用して、化学合成農薬の散布回数を減らしている。また、有機質資材の施用を行い、化学肥料の使用量も削減し、「環境にやさしい農業」の取り組みを推進している。

本計画は、ナシ、リンゴ、ウメ、モモを対象として作成し、消費者から求められる、安心・安全、そして高品質な果実の生産を行い、果樹産地としての信頼をより強固なものとし、果樹経営農家の育成と所得の向上を推進して、活力のある産地となることを目指す。

令和2年10月30日 前橋市果樹産地協議会

1 目標年次

令和2年度～令和7年度

2 産地の合意体制

当産地においては、令和2年度に果樹産地構造改革計画の見直しを行い、令和7年3月を目標とする計画が、令和2年10月30日に協議会において承認された。

(1) 構成

産地で合意形成を図り、効果的な取組を進めるため、以下の関係者からなる協議会により協議を行う。

- ア 生産者の代表（生産者組織）
- イ J A前橋市
- ウ 群馬県中部農業事務所
- エ （公財）群馬県農業公社
- オ 前橋市

(2) 産地の範囲

前橋市内全域

(3) 対象農家

前橋市内の果樹生産農家



前橋市

3 目指すべき産地の姿

(1) 目指すべき産地の理念

前橋市は、ナシ、リンゴなど果樹栽培により発展してきたが、消費量の減少や市場価格が低迷する環境の中、近年では生産者の高齢化や担い手不足など、地域における生産基盤が弱まりつつあり、将来、更に農家数や栽培面積の減少が懸念されている。

このような状況を打開し、前橋市の果樹産地を維持し、発展するためには、従来の生産・販売体制を見直し、多様化する消費者ニーズや販売ルートに対応できる産地づくりが必要である。

そのため、目指すべき産地の姿を示した「前橋市果樹産地構造改革計画」を策定し、生産者・関係者・行政が一体となって施策に取り組む。

(2) 人材・園地戦略に関する事項

ア 担い手の考え方

当産地における担い手の考え方は以下のいずれかに該当する者とする。

- ①認定農業者
- ②70歳未満の者
- ③当産地における振興品目の経営面積が10a以上の者
- ④担い手から園地を引き継ぐ者

イ 担い手数の目標

令和7年（5年後）までに、91（戸）を確保、育成する。

担い手数の現状と目標

	現状 (R2)	中間 (R5)	目標 (R7)
産地計画に位置づけられた担い手(経営体)	105	105	91
うち 45歳以下	3	2	2
うち後継者がいる経営体	0	0	0
うち 46歳～59歳	17	12	9
うち後継者がいる経営体	0	0	0
うち 60歳～69歳	40	26	24
うち後継者がいる経営体	2	1	1
うち 70歳以上	45	65	56
うち後継者がいる経営体	9	10	10
計	105	105	91
うち後継者がいる経営体	11	11	11

ウ 担い手の育成・確保に向けた取組

- ・果樹産地を支える担い手を確保・育成していくため、農家後継者、Uターン、新規参入者等の新規就農者の受け入れや育成ができる体制をとる。
- ・認定農業者等の中核的な担い手の育成・確保を図るため、生産条件の整備、規模拡大に向けた園地の集積、認定農業者制度の活用等総合的な支援を求める。
- ・兼業農家、女性や高齢者等、多様な担い手を確保するため、経営規模に応じた品目、品種の選定、省力技術の普及や農業機械の導入を図る。
- ・後継者やパート雇用者がスムーズに安心して取り組めるように、関係機関が開催する栽培技術講習会や研修会等に積極的に参加する。

エ 担い手への園地集積・集約化、円滑な経営継承に向けた取組

維持する園地

- ・平坦地の園地
- ・日当たり、水はけがよい園地
- ・園地の周囲に住宅等が少なく、防除作業等に著しく影響がない園地
- ・鳥獣被害の少ない園地（対策がとれている園地）

廃園を検討する園地

- ・急傾斜地
- ・日当たり、水はけが悪い園地
- ・鳥獣被害の多い園地

担い手の園地面積の目標（単位:ha）

	現状 (R2)	中間 (R5)	目標 (R7)
全園地面積	53.2	53.2	49.7
担い手の園地面積	53.1	53.1	49.6

オ 雇用労働力の確保に向けた取組

収穫時期には多くの労働力が必要であり、臨時雇用の利用率は高いが、今後は長期雇用を考え、品質の向上を図るなど、労働の平準化に向けた取組を行い、効率的な生産を行う。

(3) 流通・販売戦略に関する事項

ア 消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

GAPの導入・普及を推進し、消費者の信頼と食の安全確保に向けた取組の充実を図る。また、フェロモン剤や天敵資材の積極的な導入により、環境に配慮した営農を行う。

イ 多様な販売ルートの確保や新たな市場の開拓に向けた取組

市内イベントでのPR活動や共進会を開催することで、地元地域に向けた知名度の向上を図って地産地消を推進する。

宣伝活動やパンフレット等を利用したPRによる産地知名度の向上を図り、ブランド化の確立を目指す。

立地条件の優位性を活かし、収穫体験等の観光直売の充実を図るとともに、市場流通、契約取引、ネット販売や宅配等による多様な流通経路の活用による販路拡大を図る。

直売や宅配際にはおすそわけ袋を活用することで、新規顧客を獲得する。

ウ 流通の合理化に向けた取組

需給に応じて、直売所・JA等と連携して、統一規格パレットによる作業の効率化等の合理化した販売方法の研究を行う。

(4) 生産戦略に関する事項

ア 生産を振興する品目・品種

【生産を振興する品目・品種一覧】

品目	品種名（優良品種、優良系統含）
ナシ	幸水、豊水、あきづき、南水、新水、かおり、香麗、新高、なつしずく、王秋、筑水、新星、甘太、なるみ、はつまる、凜夏、秋麗、松島
リンゴ	ぐんま名月、陽光、ふじ※（優良系統：群ふ3号、長ふ6号、三島系ふじ）、あかぎ、つがる、秋映、スリムレッド、ジョナゴールド、ひめかみ、シナノスイート、シナノゴールド、シナノドルチェ、おぜの紅、紅鶴
ウメ	白加賀、梅郷、織姫、南高、群馬U6号※、紅養老※、甲州最小
モモ	あかつき、川中島白桃、まどか、日川白鳳、白鳳、桃紅、まさひめ、なつっこ、つきあかり、玉うさぎ、さくら、さくひめ、夏雄美、美郷、あこや、曙紅、真白姫、花えみ、甘甘燦燦、西王母、桃水、CX、ゆめかおり

※「群ふ3号」、「長ふ6号」、「三島系ふじ」は同一品種の改植対象とする優良系統。

※「白加賀」は自家不結実であり、結実を安定させるため「群馬U6号」「紅養老」を受粉樹として導入する。

イ 品目・品種別の生産目標、計画

◆ナシ

特産品としての地位を確立し有利販売を図るため、品種の選定を実施する。近年、販売が低迷している品種の構成を見直し、消費者要望の高い、「幸水」、「あきづき」、「甘太」などの割合を高め、その他新品種の導入も積極的に行う。担い手が減少傾向にあり面積が減少しているが、省力樹形等を活用し、効率よく品質のよい生産を行う。

品 目	品 種	面 積 (ha)		
		現状 (R2)	3年後 (R5)	5年後 (R7)
ナシ	幸水	16.9	16.9	15.4(-1.49)
	豊水	9.8	9.8	9.1(-0.73)
	あきづき	1.3	1.3	1.4(+0.07)
	南水	0.4	0.4	0.4
	新水	0.3	0.3	0.2(-0.07)
	※1 その他	1.4	1.4	1.2(-0.14)
	計	30.1	30.1	27.7

※1 その他

かおり、香麗、新高、なつしづく、王秋、筑水、新星、甘太、なるみ、はつまる、凜夏、秋麗、松島

◆リンゴ

特産品としての地位を確立し有利販売を図るため、品種の選定を実施する。近年、販売が低迷している品種の構成を見直し、消費者要望の高い「ぐんま名月」、「シナノゴールド」、「シナノドルチェ」の割合を高め、また新品種として有望と考えられる「おぜの紅」「紅鶴」の推進を図る。担い手が減少傾向にあり面積が減少しているが、省力樹形等を活用し、効率よく品質のよい生産を行う。

品 目	品 種	面 積 (ha)		
		現状 (R2)	3年後 (R5)	5年後 (R7)
リンゴ	ぐんま名月	1.5	1.5	1.4(-0.09)
	陽光	1.5	1.5	1.3(-0.17)
	ふじ	1.2	1.2	1.1(-0.04)
	あかぎ	0.5	0.5	0.5(-0.03)
	※2 その他	1.6	1.6	1.6(-0.05)
	計	6.3	6.3	5.9

※2 その他

つがる、秋映、スリムレッド、ジョナゴールド、ひめかみ、シナノスイート、シナノゴールド、シナノドルチェ、おぜの紅、紅鶴

◆ウメ

特産品としての地位を確立し有利な販売を図るため、品種の選定を実施する。「群馬U6号」は「白加賀」と開花期が一致し、受粉樹に適する。自家結実性を持ち、安定して結実するので、新品種の導入推進を図る。

品 目	品 種	面 積 (ha)		
		現 状 (R2)	3 年 後 (R5)	5 年 後 (R7)
ウメ	白加賀	1.74	1.74	1.06(-0.68)
	梅郷	0.23	0.23	0.05(-0.18)
	織姫	0.07	0.07	0.06(-0.01)
	南高	0.07	0.07	0.06(-0.01)
	※3 その他	0.44	0.44	0.42(-0.02)
	計	2.55	2.55	1.65

※3 その他

群馬U6号、紅養老、甲州最小

◆モモ

特産品としての地位を確立し有利な販売を図るため、品種の選定を実施する。根域制限栽培に取り組む生産者がおり、効率よく甘みのあるモモの生産を行っている。今後も新技術を積極的に導入するとともに、さらなる面積拡大を目指す。

品 目	品 種	面 積 (ha)		
		現 状 (R2)	3 年 後 (R5)	5 年 後 (R7)
モモ	あかつき	5.56	5.56	5.61(+0.05)
	川中島白桃	3.86	3.86	3.91(+0.05)
	まどか	0.06	0.06	0.11(+0.05)
	※4 その他	4.79	4.79	4.84(+0.05)
	計	14.27	14.27	14.47

※4 その他

日川白鳳、白鳳、桃紅、まさひめ、なつっこ、つきあかり、玉うさぎ、さくら、さくひめ、夏雄美、美郷、あこや、曙紅、真白姫、花えみ、甘甘燦燦、西王母、桃水、CX、ゆめかおり

ウ 労働生産性の向上に向けた取組

収穫できる状態になるまでの年数が少なく、作業効率もよいジョイント栽培等、労働生産性向上技術を積極的に取り入れる。

品目	栽培法	面積(ha)		
		現状 (R2)	3年後 (R5)	5年後 (R7)
ナシ、ウメ、モモ	ジョイント栽培	0.35	0.50	1.00
リンゴ	新わい化栽培	0.00	0.05	0.05
リンゴ	超高密植栽培	0.05	0.10	0.10

エ 生産資材の安定確保に向けた取組

今後省力樹形での栽培を行うために、多くの苗木が必要となる。また、高密植栽培用のフェザー苗や、ジョイント栽培用の大苗等、栽培法に適した苗をいかに確保していくかが重要となる。

そのため、果樹産地と苗木産地の連携を強化し、需要に応じて計画的かつ安定的に苗木を確保できる仕組みを研究する。

オ 今後導入すべき新技術

ジョイント栽培（ナシ、ウメ等）、新わい化栽培・超高密植栽培（リンゴ等）、根域制限栽培（モモ等）を今後導入すべき新技術として位置付ける。また、同様の新技術が確立された場合や、群馬県において新系統品種が開発された場合は、それらの導入を検討する。

カ 加工・業務用果実の安定生産に向けた取組

現状は、ほぼ直売所や宅配での販売のため、加工・業務用の共同出荷を検討する。

(5) 輸出戦略に関する事項

ア 輸出に関する基本的な考え方

現在は直売を主としている生産者が多く、輸出は行っていない。今後産地の生産性が向上し、供給量が増加した場合には、輸出を検討する。また、果実の加工品開発と輸出促進の取組を進めることが、販路拡大につながると考える。

イ 輸出促進に向けた取組

生産者の意向を把握し、輸出を希望する生産者がいる場合には促進する。輸出を希望する生産者が問題なく取り組めるよう、輸出先国・地域の残留農薬基準等の条件や、ニーズの把握、輸出を行っている他産地の情報を収集等、輸出に関する研究を行う。

(6) 自然災害等のリスクへの対応に関する事項

ア 産地において特に対応すべきリスクとその対応方針

樹園地に防風網、多目的防災網を整備して、雹害・風害・凍霜害などの自然災害及び

カメムシや鳥などの被害対策を行い、安定的に高品質な果実生産を図る。

モモ・ウメに関しては、市内でクビアカツヤカミキリが発見されたことから、当産地での発生状況を把握し必要な防除を行う。

イ 農業保険法に基づく収入保険や果樹共済といったセーフティネットへの加入促進に関する方針

農業共済は全体の2割、収入保険については1割以下と、加入状況は少ない状況となっているため、異常気象や盗難等に対応できるよう加入を促進していく。

前橋市果樹産地協議会設置要領

平成20年3月19日制定

(趣旨)

第1 「果樹産地構造改革計画について(平成17年4月21日農政局長通知)」に基づき、前橋市における果樹産地の目指すべき具体的な目標を定めた「前橋市果樹産地構造改革計画(以下「計画」という)」を策定し、推進するために、「前橋市果樹産地協議会(以下「協議会」という)」を設置する。

(掌握)

第2 協議会の掌握事業は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の達成状況とその評価に関する事項
- (3) 計画の変更に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3 協議会は、別表をもって構成し、必要に応じて関係機関の出席を求めることができる。

(会長)

第4 協議会には会長を置き、JA前橋市果樹部会長がその職務を行う。
会長に事故あるときは、会長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第5 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第6 協議会の事務を処理するため、事務局を前橋市農政部農政課に置く。

(その他)

第7 この要領に定めたもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会で定める。

(附則)

この要領は、平成20年3月19日から施行する。
平成29年4月12日一部改正する。
平成31年4月24日一部改正する。
令和2年10月22日一部改正する。

別表

前橋市果樹産地協議会構成機関

No	名称	備考
1	JA 前橋市果樹部会	生産者の代表
2	JA 前橋市営農部園芸販売課	
3	群馬県中部農業事務所農業振興課	
4	群馬県中部農業事務所普及指導課	
5	(公財) 群馬県農業公社	農地中間管理機構
6	前橋市農政部農政課	事務局